

# はじめに

わが国では、世界的にも例をみないスピードで高齢化が進んでおり、65歳以上の人口が全人口の23%を超える「超高齢社会」を迎えようとしています。

このような、我々がかつて経験したことのない人口構成に直面し、今後どのように対応していくかが国民全体の課題となっています。

本町も、平成14年に高齢化率が20%台に到達して以来、確実に高齢化は進んでいます。また、高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、要介護認定者などの増加が見込まれています。

このような高齢社会に対応するためには、介護保険サービスの充実や高齢者自身の主体的な健康づくりの促進など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるための取り組みを総合的かつ一体的に進めていくことが求められています。

本計画は、平成21年に策定した「2009 川棚町高齢者対策基本計画（第4期介護保険事業計画）」における基本方針などを基礎とし、急激な社会情勢の変化や今後の高齢社会への対応を一層推進するため、川棚町がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにし、本計画の基本理念である「共に支え合い 健やかで安心して暮らせるまち」の実現をめざしています。

今後は、この計画に基づき、これまで以上に関係機関、町民の皆様と連携を深め、各種諸施策を総合的に進めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました川棚町介護保険事業運営協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査への回答や、様々な方面からご協力をいただきました町民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

川棚町長 山口 文 夫

# もくじ

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 第5期計画の基本的な考え方 .....	5
4 計画の期間 .....	6
5 計画策定の体制 .....	7
<b>第2章 川棚町における高齢者等の現状</b> .....	<b>8</b>
1 高齢者の状況 .....	8
2 介護保険事業の状況 .....	12
<b>第3章 計画の基本方針</b> .....	<b>16</b>
1 基本理念 .....	16
2 日常生活圏域の枠組み .....	16
3 平成26年度までの将来推計 .....	17
4 事業の体系 .....	19
<b>第4章 高齢者福祉施策</b> .....	<b>22</b>
1 基盤整備 .....	22
2 地域生活支援の推進 .....	23
3 安心・安全の暮らしづくり .....	24
4 社会参加・生きがいつくり .....	27
<b>第5章 地域支援事業</b> .....	<b>30</b>
1 介護予防事業 .....	30
2 包括的支援事業 .....	37
3 任意事業 .....	39
<b>第6章 介護保険サービス</b> .....	<b>46</b>
1 居宅介護（介護予防）サービス等 .....	47
2 地域密着型サービス .....	52
3 施設介護サービス .....	54

<b>第7章 介護保険事業にかかる費用と保険料</b> .....	<b>56</b>
1 事業費算出の流れ .....	56
2 事業費の見込み .....	57
3 所得段階別加入者数 .....	60
4 介護保険料基準額の算出 .....	61
5 所得段階別の第5期保険料額（月額・年額） .....	62
<b>第8章 計画の推進体制</b> .....	<b>63</b>
1 関係機関との連携 .....	63
2 サービスの質の向上と適正化 .....	65
3 計画の進行管理 .....	66
<b>資料編</b> .....	<b>67</b>



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

世界的に類を見ないスピードで高齢化が進むわが国では、持続可能な社会保障制度の構築に向けた課題や人口減少と超高齢化による経済の停滞など、将来の生活への不安が増大しています。平成22年10月現在の全国平均の高齢化率は23.1%と、既に超高齢社会を迎えており、加えて、ひとり暮らし高齢者世帯の増加や近所付き合いの希薄化により、地域において高齢者を支える仕組みづくりが必要となっています。

また、介護保険制度は、平成12年に制度が開始されてから10年以上が経過し、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして着実に定着してきました。しかしながら、介護保険料の上昇や認知症高齢者対策、施設への入所待機者の増加など、さまざまな課題があげられています。

こうした課題への対応のため、国では高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供していく『地域包括ケア』の考え方を示しています。

今後は、この『地域包括ケア』の考え方にに基づき、地域の特性に応じ、これまで以上に行政、地域、サービス事業者が相互連携のもと、高齢者の生活を支える仕組みを確立することが求められています。

以上のような動向を踏まえ、川棚町では、高齢者を取り巻く現状や今後の高齢化への対策をより一層推進するとともに、高齢者が地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができるよう、「2012川棚町高齢者対策基本計画」を策定しました。

<介護保険制度の経緯>

**第1期（平成12年度～平成14年度）**

- ・ 「サービスを（1割の利用負担で）利用」の始まり
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ（在宅3本柱）の利用増加＋多様なサービスの実施



**第2期（平成15年度～平成17年度）**

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度要介護者が増加
- ・ ケアマネジャー等の資質向上など、在宅介護力の強化を図る



**第3期（平成18年度～平成20年度）**

- ・ 介護予防システムの構築
- ・ 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- ・ 「量」から「質」へ、「施設」から「在宅」へ、市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- ・ 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防する様々な施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出



**第4期（平成21年度～平成23年度）**

- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- ・ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- ・ 介護療養病床廃止に向けた取り組み



**第5期（平成24年度～平成26年度）**

- ・ 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- ・ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的な位置づけ

「市町村介護保険事業計画」は、厚生労働大臣の定める基本方針に即して、保険者である当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

一方、「市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）」は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉全般にかかる計画として位置づけられています。

両計画は法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、高齢者施策を推進していくという方向性は同じであるため、一体のものとして策定することが義務づけられています。

#### 高齢者福祉計画

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

#### 介護保険事業計画

適正な介護保険サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

#### 関係法令

##### <老人福祉法>

（市町村老人福祉計画）

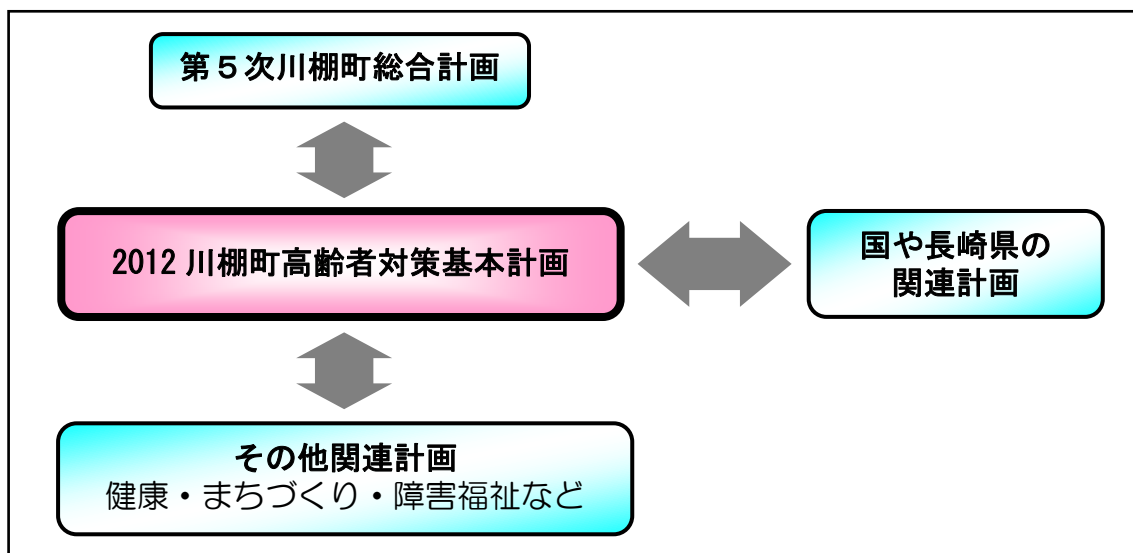
第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

##### <介護保険法>

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

また、「2012 川棚町高齢者対策基本計画」は、国及び長崎県の関連計画を踏まえ、第5次川棚町総合計画を上位計画として、健康・まちづくり・障害福祉などの他の関連計画との整合性・連携を図る必要があります。

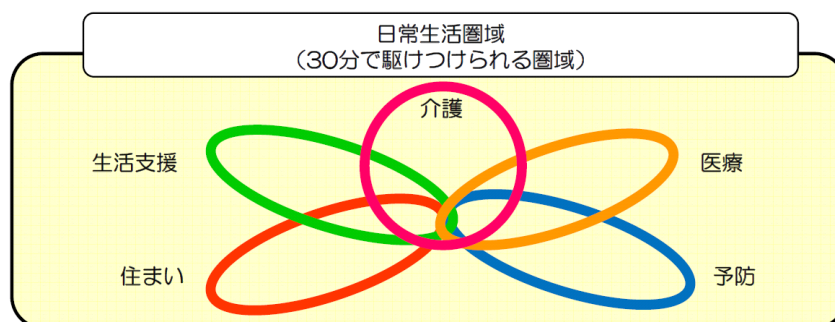




### 3 第5期計画の基本的な考え方

第5期計画においては、「地域包括ケア」のより一層の充実をめざし、高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①医療、②介護、③予防、④生活支援、⑤住まい、が一体的に切れ目なく提供される体制の整備に取り組んでいくことが求められています。

川棚町においても、以下の国が示した「地域包括ケア」の視点を踏まえ、地域の実情に応じて本計画の策定を行いました。



#### ■国が示した地域包括ケアの5つの視点

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

##### ① 医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

##### ② 介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

##### ③ 予防の推進

- ・できる限り要介護状態としないための予防の取り組みや自立支援型の介護の推進

##### ④ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・ひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスを推進

##### ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

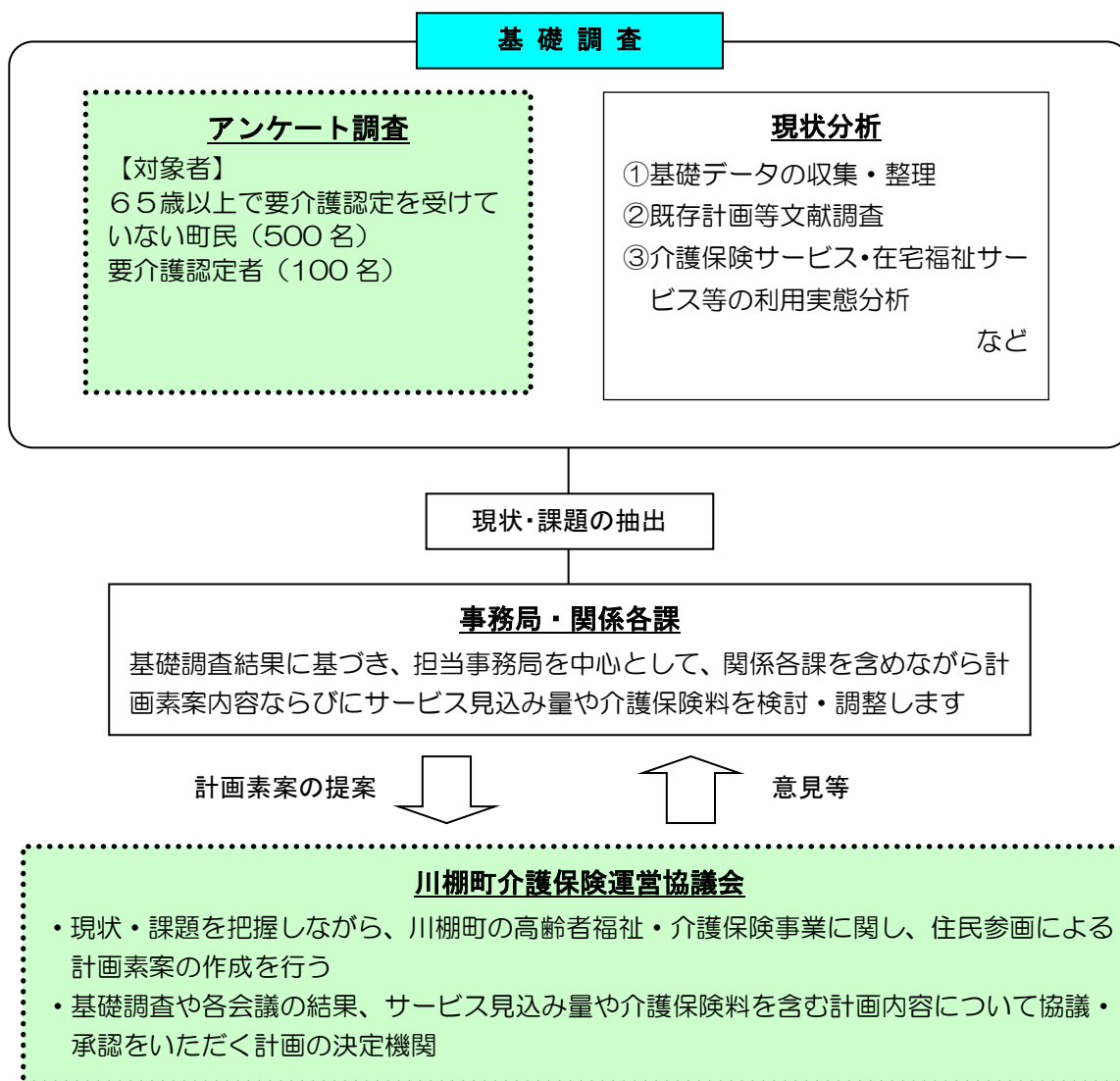
## 4 計画の期間

川棚町においては、地域福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「2012 川棚町高齢者対策基本計画」を平成 24 年度からの 3 か年計画として策定しました。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2009 川棚町高齢者対策基本計画					
		見直し	2012 川棚町高齢者対策基本計画		

## 5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、住民の代表者や有識者、関係者等で構成される「川棚町介護保険運営協議会」によって関係者や住民からの意見の総意を反映します。



※   は、住民参加による策定プロセス

## 第2章 川棚町における高齢者等の現状

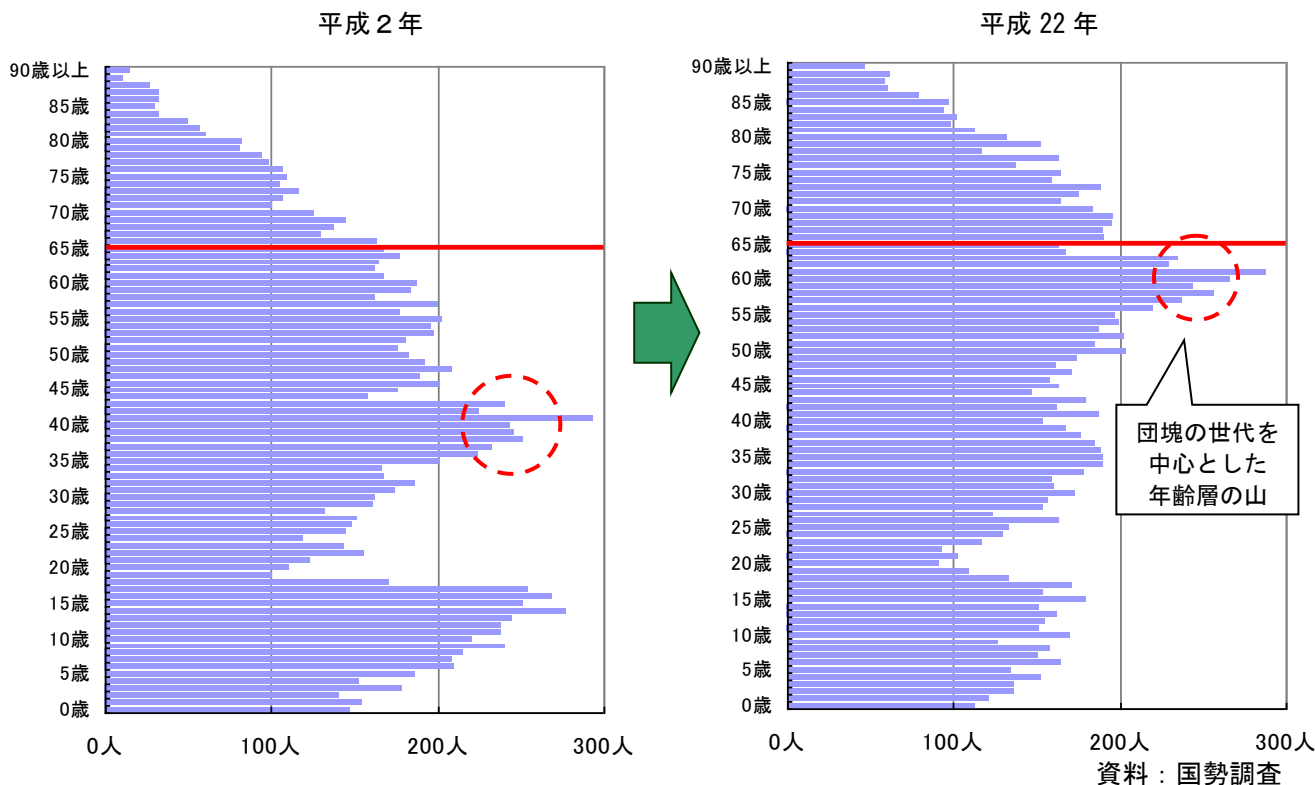
### 1 高齢者の状況

#### (1) 人口構成の変化

川棚町の平成2年と平成22年の人口構成の変化をみると、子どもの人口は大きく減少し、65歳以上の高齢者人口が増加していることがわかります。

あわせて、平成22年時点の60歳前後(昭和22~24年の第1次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代)を中心とした年齢層が1つの大きな山を形成しており、この年齢層が高齢者(65歳以上)となる2015年頃には、さらに高齢化が進行するものと予測されます。

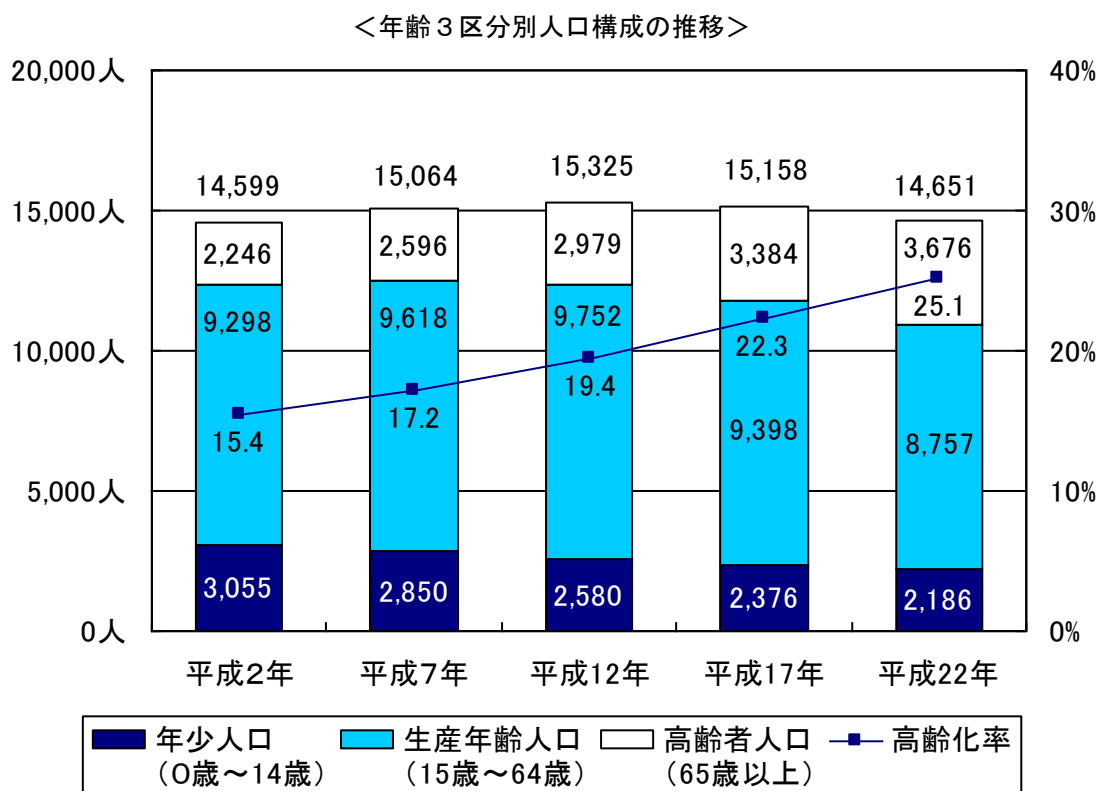
＜年齢別人口構成の推移＞



## (2) 年齢区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口は減少しており、平成2年からの20年間で約870人減(28.4%減)となっています。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、1,430人多くなっています(63.7%増)。

このように、川棚町では少子高齢化が進行しています。



※年齢不詳分を含む

### (3) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、平成2年の15.4%から平成22年の25.1%と大きく伸びています。

また、平成2年までは全国・長崎県よりも高い割合で推移していましたが、平成7年以降は、長崎県を下回っています。さらに、東彼杵郡3町の中でも平成12年以降、最も低い割合となっています。

<高齢化率の推移>

単位：%

	川棚町	全国	長崎県	波佐見町	東彼杵町
平成2年	15.4	12.0	14.7	14.2	17.6
平成7年	17.2	14.5	17.7	17.1	21.3
平成12年	19.4	17.3	20.8	20.2	24.7
平成17年	22.3	20.1	23.6	23.4	27.5
平成22年	25.1	23.0	26.0	25.5	30.5

資料：国勢調査

### (4) 高齢者世帯の推移

平成2年から平成22年までの世帯数の推移をみると、65歳以上の高齢者のいる世帯は1,592世帯から2,420世帯に増加しており、平成22年では、世帯総数の47.2%と約半数を占めています。

その内訳をみると、ひとり暮らしの世帯・高齢者夫婦世帯・その他の世帯はいずれも増加しており、特にひとり暮らしの世帯・高齢者夫婦世帯数は平成2年から平成17年にかけてそれぞれ約2倍に伸びており、増加が顕著です。

<高齢者世帯の推移>

単位：世帯

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯総数		4,216	4,639	4,989	5,094	5,126
65歳以上の高齢者のいる世帯		1,592	1,851	2,077	2,298	2,420
		37.8%	39.9%	41.6%	45.1%	47.2%
ひとり暮らしの世帯 <sup>※1</sup>		252	329	390	438	501
高齢者夫婦世帯 <sup>※2</sup>		254	326	405	494	593
その他の世帯		1,086	1,196	1,282	1,366	1,326
65歳以上の高齢者のいる世帯の割合	全国	26.4%	29.1%	32.2%	41.4%	37.3%
	長崎県	32.2%	35.6%	39.1%	35.1%	42.9%

資料：国勢調査

※1：65歳以上の高齢者一人のみの一般世帯をいう

※2：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの一般世帯をいう

## 第2章 川棚町における高齢者等の現状

平成22年時点の65歳以上の高齢者がいる世帯の住居の種類をみると、89.0%が持ち家となっており、次いで民営の借家、公営・公団・公社の借家がみられます。

### <65歳以上の高齢者がいる世帯の住居の種類>

単位：世帯

	世帯数	比率
65歳以上の高齢者がいる世帯	2,420	100.0%
持ち家 <sup>※1</sup>	2,155	89.0
公営・公団・公社の借家 <sup>※2</sup>	99	4.1
民営の借家 <sup>※3</sup>	145	6.0
給与住宅 <sup>※4</sup>	2	0.1
間借り <sup>※5</sup>	12	0.5
住宅以外 <sup>※6</sup>	7	0.3

資料：平成22年国勢調査

- ※1：居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
- ※2：公営の借家は、世帯の借りている住宅が都道府県営または市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。公団・公社の借家は、その世帯の借りている住宅が都市再生機構または都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。
- ※3：その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。
- ※4：勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社または雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
- ※5：他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合。
- ※6：寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急に造られた住居などもこれに含まれる。

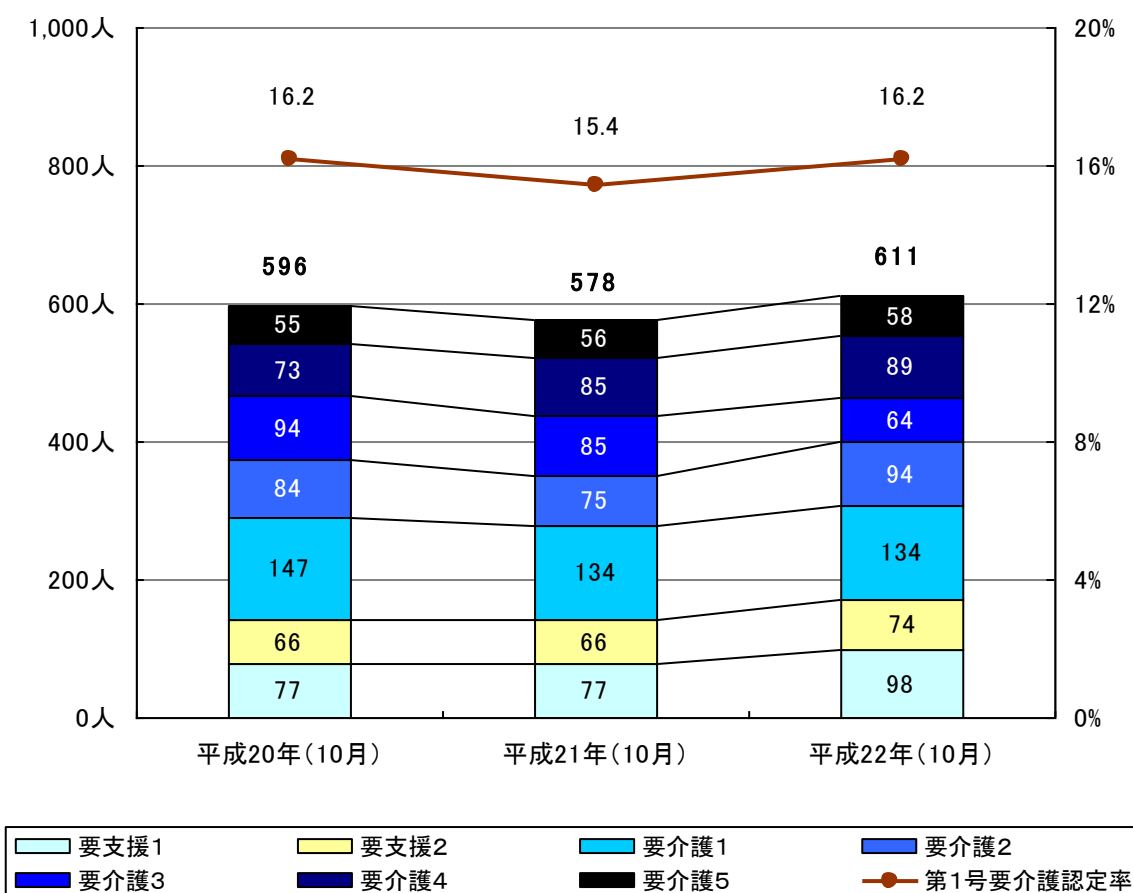
## 2 介護保険事業の状況

### (1) 要介護（支援）認定者数の推移

平成20年以降の要介護（支援）認定者数（第1号被保険者）の推移をみると、認定者数は平成21年にはわずかに減少したものの、平成22年には再び増加し、要介護認定率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）は平成22年では16.2%となっています。

また、要介護度別にみると、要支援までの軽度者の割合が高くなっていることがわかります（2年間で4.2ポイント増）。

＜要介護（支援）認定者数の推移（第1号被保険者）＞

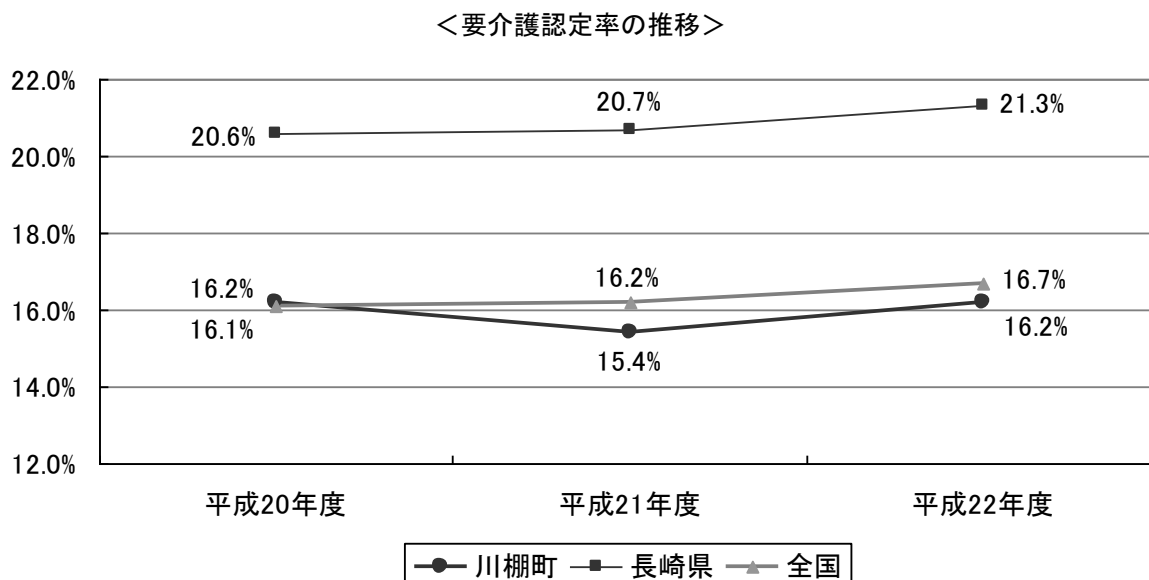


資料：国保連合会業務統計表（10月）



## (2) 要介護認定率の推移

川棚町の要介護認定率（第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定者数の割合）の推移をみると、平成20年度から平成22年度にかけてほぼ横ばいで推移しており、平成22年度では16.2%となっています。全国に近い値を推移している状況です。



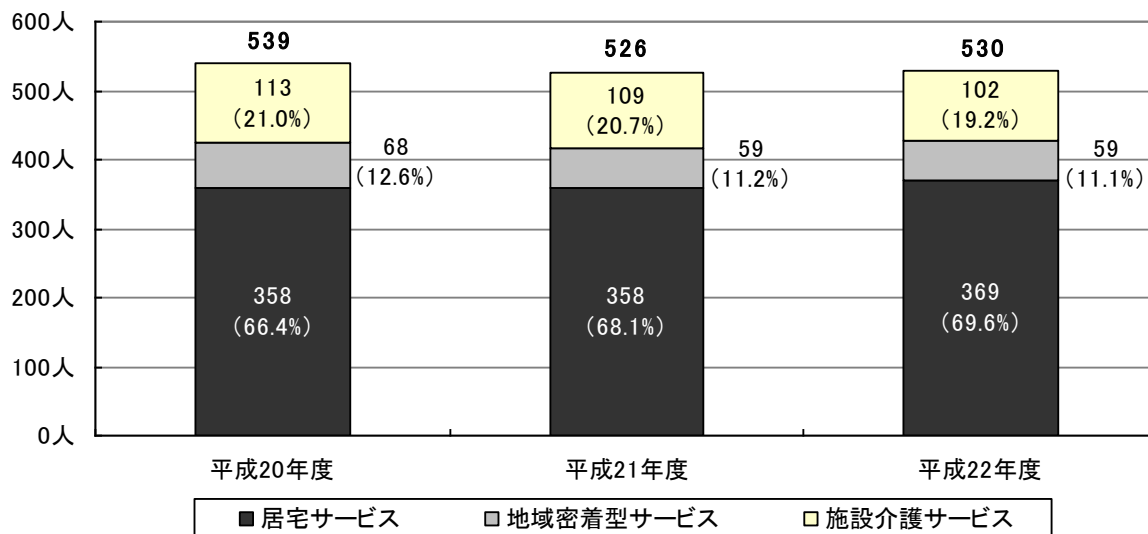
資料：介護保険事業状況報告（10月）

### (3) 介護保険サービス受給者数の推移

各年10月審査分の介護保険サービス受給者数の推移をみると、全体では横ばいで推移しており、平成22年度では、総数が530人となっています。

内訳をみると、居宅サービスは増加傾向にあり、反対に、地域密着型サービスと施設介護サービスについては、減少傾向となっています。

＜介護保険サービス受給者数の推移＞

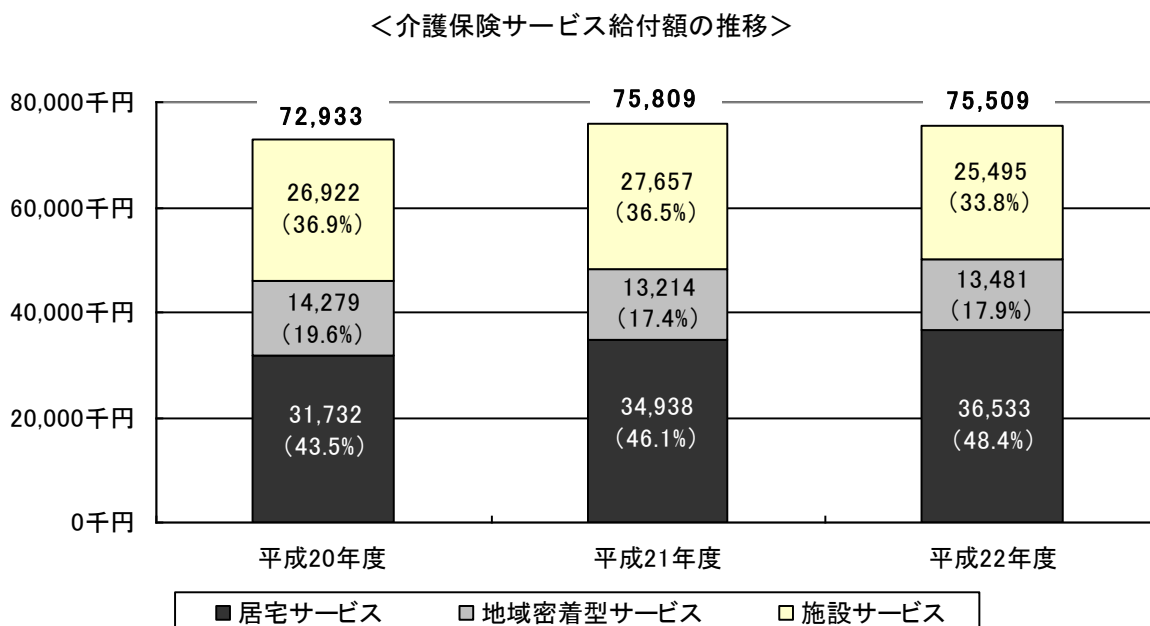


資料：国保連合会業務統計表（10月）

#### (4) 介護保険サービス給付額の推移

各年10月審査分の介護保険サービス給付額の推移をみると、全体では平成20年度から平成22年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

内訳をみると、地域密着型サービス・施設サービスは共にほぼ横ばいで推移している一方、居宅サービスの給付額は増加しています。



資料：国保連合会業務統計表（10月）

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

老後の生活や健康づくりなど、将来に対する高齢者の不安を軽減していくためには、国・県・町といった行政における高齢者福祉施策の推進はもちろんのこと、地域を構成する住民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、高齢者を支えることのできる体制づくりが重要となります。このことは、団塊の世代が高齢期を迎える平成27（2015）年の高齢者福祉の姿を考える上でも、大切な視点になります。

このような考え方を踏まえ、川棚町においては「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現に向けて、高齢者やその家族をはじめとする地域住民が、安心していつまでもいきいきと生活でき、自分たちのまちを誇り、住んでよかったと思えるまちを前期計画に引き続いてめざすものとします。

<基本理念>

**共に支え合い いきいきとすこやかに暮らせるまち 川棚**

### 2 日常生活圏域の枠組み

#### （1）日常生活圏域の概要

第3期以降の「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために、市町村内を一つまたは複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして地域密着型サービスの提供体制を整えていくこととなります。

圏域の設定にあたっては、以下のような事項を踏まえ、地域の特性を総合的に考慮する必要があります。

<圏域設定にあたっての考慮事項>

- ① 地域住民の生活形態
- ② 地理的条件（交通事情・面積）
- ③ 人口及び世帯・高齢化の状況
- ④ 介護給付等対象サービス基盤の整備状況
- ⑤ その他社会的条件

## (2) 日常生活圏域の設定

圏域の設定にあたっては、必要最小限の設定により町内のサービス供給のバランスをとり、利用者の利便性を高める枠組みが必要です。また、利用者のニーズに即した適切なサービス量を確保するためには、現在の枠組みを活用した柔軟なサービス利用が可能となる設定が求められます。

川棚町においては、前期計画に引き続き、町全体を一つの「日常生活圏域」と設定します。介護サービスを求める一人ひとりが地理的条件や交通等の利便性を確保しつつ、各事業者が提供するサービス内容を十分に吟味しながら自己決定できる、選択の幅の広い枠組みをめざすものとします。

### <日常生活圏域の概要>

	面積	総人口	高齢者人口	高齢化率	世帯数
圏域1（川棚町全域）	37.25Km <sup>2</sup>	14,651人	3,676人	25.1%	5,126世帯

資料：平成22年国勢調査

## 3 平成26年度までの将来推計

### (1) 被保険者数の推計

被保険者数の推計の結果をみると、全体ではほぼ横ばいを見込まれています。

内訳をみると、第2号被保険者は年々減少となっていますが、第1号被保険者は増加傾向が予測されています。

### <被保険者数の推計値>

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	3,761	3,847	3,932	4,021	4,106
65～74歳	1,821	1,865	1,910	1,956	2,001
75歳以上	1,940	1,982	2,022	2,065	2,105
第2号被保険者 (40～64歳)	5,069	4,985	4,900	4,813	4,728
計	8,830	8,832	8,832	8,834	8,834

資料：第5期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

## (2) 要介護（支援）認定者数の推計

要介護（支援）認定者数の推計をみると、全体では増加が見込まれています。

要介護度別にみると、構成比に大きな変化はありませんが、ほぼすべての介護度において認定者数の増加が見込まれています。

＜要介護（支援）認定者数の推計値＞

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	78	97	100	99	110
構成比	12.8%	15.1%	15.0%	14.6%	15.9%
要支援 2	76	72	75	78	79
構成比	12.4%	11.2%	11.2%	11.5%	11.4%
要介護 1	142	148	153	154	155
構成比	23.2%	23.1%	22.9%	22.8%	22.3%
要介護 2	90	102	104	104	105
構成比	14.7%	15.9%	15.6%	15.4%	15.1%
要介護 3	68	66	70	72	73
構成比	11.1%	10.3%	10.5%	10.7%	10.5%
要介護 4	98	89	96	99	102
構成比	16.0%	13.9%	14.4%	14.6%	14.7%
要介護 5	59	68	70	70	70
構成比	9.7%	10.6%	10.5%	10.4%	10.1%
計	611	642	668	676	694
うち第2号被保険者	15	17	21	24	26

資料：第5期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

※構成比は小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります

＜第1号要介護（支援）認定率の推計値＞

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
15.8%	16.2%	16.5%	16.2%	16.3%

資料：第5期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

## 4 事業の体系

本計画では、事業を「高齢者福祉施策（第4章）」、「地域支援事業（第5章）」、「介護保険サービス（第6章）」の大きく3種類に分けて記載しています。川棚町の高齢者がその状態や生活状況に応じ、必要なサービスを適切に利用できる体制を確保します。

高齢者福祉施策	1 基盤整備	(1) 老人福祉施設 ①養護老人ホーム ②軽費老人ホーム・生活支援ハウス ③いきがいセンター (2) 人材の確保
	2 地域生活支援の推進	①外出支援サービス事業 ②紙おむつ代支給事業 ③家族介護者交流事業 ④配食サービス事業 ⑤短期保護事業 ⑥あんま・はり・灸・温浴施設の利用助成 ⑦シルバー人材センター事業 ⑧高齢者・障害者住宅改造助成
	3 安心・安全の暮らしづくり	(1) 地域コミュニティづくりの推進 ①地域コミュニティづくり ②川棚町社会福祉協議会 ③川棚町民生児童委員協議会 ④各種ボランティア団体等の育成 (2) 高齢者の住みやすい地域づくり ①道路・施設等の整備 ②公園・広場の整備 (3) 暮らしの安全確保 ①緊急通報システム貸与事業 ②安全な地域づくりの推進 ③災害時の避難支援体制の整備 ④見守りネットワークの整備
	4 社会参加・生きがいづくり	①老人クラブ社会参加活動事業 ②シルバーボランティア事業 ③ふれあいいきいきサロン事業 ④敬老祝金 ⑤「敬老の日」の集い ⑥学習活動の促進 ⑦スポーツ活動の促進 ⑧福祉まつり・福祉大会 ⑨世代間交流事業

地域支援事業	1 介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 二次予防事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①二次予防事業対象者把握事業</li> <li>②通所型介護予防事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○水中筋力アップ事業</li> <li>○介護予防教室</li> <li>○低栄養改善教室</li> </ul> </li> <li>③訪問型介護予防事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○食の自立支援事業</li> </ul> </li> <li>④二次予防事業評価事業</li> </ul> </li> <li>(2) 一次予防事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防普及啓発事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防に関する啓発</li> <li>○水中筋力アップ教室</li> <li>○元気塾</li> <li>○介護予防教室</li> <li>○健康講演会・介護食教室</li> </ul> </li> <li>②地域介護予防活動支援事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあいサポーター実践講座</li> </ul> </li> <li>③一次予防事業評価事業</li> </ul> </li> </ul>
	2 包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防ケアマネジメント事業</li> <li>(2) 総合相談支援事業・権利擁護事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合相談・支援事業</li> <li>②権利擁護事業</li> </ul> </li> <li>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業</li> </ul>
	3 任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護給付等費用適正化事業</li> <li>(2) 家族介護支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①家族介護支援事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○家族介護者教室</li> </ul> </li> <li>②認知症高齢者見守り事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症予防講演会</li> </ul> </li> <li>③家族介護継続支援事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護用品支給事業</li> <li>○家族介護者交流事業</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(3) その他の事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域自立生活支援事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○低栄養改善・見守り事業</li> <li>○家族訪問指導</li> <li>○健康相談事業</li> <li>○心配ごと相談事業</li> </ul> </li> <li>②保健・福祉事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○配食サービス事業</li> <li>○生活管理指導短期宿泊事業</li> <li>○家族介護慰労見舞金</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



介護保険サービス	1 居宅介護 (介護予防) サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防訪問介護・訪問介護</li> <li>②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護</li> <li>③介護予防訪問看護・訪問看護</li> <li>④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション</li> <li>⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導</li> <li>⑥介護予防通所介護・通所介護</li> <li>⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション</li> <li>⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護</li> <li>⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護</li> <li>⑩介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護</li> <li>⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与</li> <li>⑫特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入</li> <li>⑬住宅改修</li> <li>⑭介護予防支援・居宅介護支援</li> </ul>
	2 地域密着型 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護</li> <li>②介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
	3 施設介護 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護老人福祉施設</li> <li>②介護老人保健施設</li> <li>③介護療養型医療施設</li> </ul>

## 第4章 高齢者福祉施策

### 1 基盤整備

#### (1) 老人福祉施設

##### ①養護老人ホーム

心身の状態または住宅状況、家族関係などの環境上の理由及び経済的理由などによって、家庭での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者が入所する施設で、介護保険制度など他の高齢者福祉施策だけでは対応できないような処遇困難なケースに対応することができる施設です。

高齢化の進展などによる対象者の増加や核家族化の進展など社会情勢の変化により、今後とも社会的必要性は高い水準にあると予測されます。

また、安心安全の確保、個室対応によるプライバシーの保護等、施設生活を充実させていきます。

東彼杵郡3町においては、「ひさご荘」を共同設置しています。

##### ②軽費老人ホーム・生活支援ハウス

ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯等で、自立して生活することが困難な高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、福祉の増進を図ります。

今後、家庭環境や住宅事情、心身の状況等により在宅での生活が困難な高齢者が、安心して日常生活を送ることのできる施設として、情報提供や広域的な施設利用を図っていきます。

##### ③いきがいセンター

地域の高齢者から健康や生活に関する相談を受けたり、健康づくりや趣味活動、憩いの場として気軽に利用できる施設です。社会福祉協議会へ運営・管理を委託しています。

今後も、地域の高齢者から健康や生活に関する相談を受けたり、健康づくりや趣味活動、憩いの場各福祉団体の研修や総会等福祉の拠点として充実を図っていきます。また、団塊の世代の高齢化に伴う高齢者の増加が予測されることから、若年層の高齢者が利用できるよう取り組んでいきます。

## (2) 人材の確保

寝たきり高齢者、認知症高齢者等の要介護（支援）高齢者への療法指導、虚弱高齢者等への保健指導、介護者への支援など、高齢者保健福祉サービスに対するニーズは、今後ますます増大することになります。特に、寝たきり、認知症、疾病状態にならないための介護予防が重視される中、介護保険事業外の保健福祉サービスの担う役割は大変大きなものとなります。

これらのニーズに的確に対応し、高齢者一人ひとりに応じたきめ細かなサービスを展開するためには、量的な整備とともにその質の向上を図る必要があります。そのために、高齢者保健福祉サービスに携わる保健師をはじめとした人材の確保・養成や、就業後の資質向上のための研修体制の整備を検討していきます。

## 2 地域生活支援の推進

### ①外出支援サービス事業

寝たきり等の理由で、タクシー等の一般交通機関を利用しての外出が困難な高齢者に対し、自宅と福祉施設、病院、行政機関等の間を送迎します。

### ②紙おむつ代支給事業

寝たきりや認知症などでおむつを必要とする在宅の高齢者を介護している家族に対し、おむつ代の一部を助成します。

### ③家族介護者交流事業

寝たきりや認知症などで常時介護を要する高齢者を介護している家族に対し、一時的に介護から解放し、リフレッシュを図る事業への補助を行います。

### ④配食サービス事業

心身の障害や疾病等で食事づくりが困難な65歳以上の高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者に対し、栄養のバランスのとれた温かい食事を届け、同時に安否確認を図ります。

### ⑤短期保護事業

養護老人ホームの短期保護事業専用室（6床）を利用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調の調整を図ります。

### ⑥ あんま・はり・灸・温浴施設の利用助成

65歳以上の高齢者に対し、あんま・はり・灸・温浴施設の利用助成を行います。今後、利用者の増加を図るため、広報や周知を行います。

### ⑦ シルバー人材センター事業

働く意欲を持っている健康な高齢者のために、シルバー人材センターを設置しています。高齢者が生きがいを持って就労できるように、町内公共機関・事業者・住民の理解と協力を得て、就業先の開拓拡大を推進します。

今後も、現状の仕事を維持・継続しながら、「団塊の世代」の高齢者の加入促進を図り、短期的な就業の機会の確保・健康な高齢者の社会参加の事業として推進します。

### ⑧ 高齢者・障害者住宅改造助成

高齢者や障害者（児）の日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を改修する工事費について一部助成をしています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、介護保険事業とも連携しながら推進します。

## 3 安心・安全の暮らしづくり

### (1) 地域コミュニティづくりの推進

#### ① 地域コミュニティづくり

高齢化や少子化で地域のつながりの希薄化が進んでいると言われる昨今、地域のつながりを強化していくため、高齢者同士のふれあいだけでなく、多様な世代が交流し、住民が互いに支え合う「地域コミュニティづくり」を推進します。

### ②川棚町社会福祉協議会

川棚町社会福祉協議会との連携を強化し、地域コミュニティにおける社会資源の活用など、福祉の向上を推進する活動を支援します。また、人材の育成や子どもから高齢者までを対象とした交流事業、各種団体の育成、講座の開設を支援します。

みんなで支え合う福祉の推進と健康なまちづくりをめざして各種事業を展開します。重点事業として

- ①地域コミュニティワークの充実・推進
- ②生活支援のための相談・支援活動・情報提供・連絡調整
- ③在宅福祉サービスの充実（介護保険事業・いきがい対策事業）

各種事業を推進するためにも、関係機関・福祉団体・医療・保健・行政・教育との連携を強化します。

### ③川棚町民生児童委員協議会

川棚町民生児童委員協議会は、住民の生活状態の把握、住民の相談に応じた助言・援助、福祉サービスの情報提供、福祉団体の事業・活動の支援などを行っています。

今後も、各地域内での見守り活動や要援護支援ネットワークの形成など、積極的に活動を行っていきます。

### ④各種ボランティア団体等の育成

#### ● 川棚町母子愛育班連合会

各種健診の勧奨、母子保健事業への協力、妊産婦や乳幼児・高齢者等への声かけ訪問ならびに世代間交流によるふれあいの場づくり等を通じて、地域の方々とのコミュニケーションを図り、健康づくりを推進する活動を支援します。また、ひとり暮らし高齢者などの要援護者の訪問の状況によっては、保健師を相談窓口にして各関係者につなぎ、地域の生活を継続できるような連携を行っていきます。

#### ● 川棚町食生活改善推進協議会

高齢者を対象に食生活改善を目的とした講習会の開催や高齢者のひとり暮らし世帯への一皿運動を通じて、地域の方々とのコミュニケーションを図り、健康づくりを推進する活動を支援します。今後も、地域を見守っていくスタッフの一員の役目も担いながら、地域力を支えるスタッフとして「食」を通じた、健康に関する活動を実施していきます。

### ● 川棚町ボランティア連絡協議会

地域福祉を推進するためには、地域住民の個々の力や目的意識を持って活動しているボランティアの存在は、無くてはならない大きな役割を持っており、若者から高齢者まで「無理なく・楽しんで自分でできる活動」として取り組んでいます。地域においては「ふれあいいいききサロン」の支援や、病院ボランティア、ひとり暮らし高齢者世帯の草刈り、本の読み聞かせ、手話通訳、友愛訪問（安否確認）、朗読（広報誌）等多くの団体・個人が活動を行っており、連絡協議会では、登録しているボランティア団体の連絡調整を行っています。また、町内小・中学校、高等学校の児童生徒に対する福祉教育も実施し、若い世代のボランティア活動への参加や育成を行っています。

### ● 川棚町住民福祉推進協議会

自治会長が中心になって組織されています。

この協議会が地域住民やボランティアと協力して取り組んでいる「ふれあいいいききサロン」は、介護予防に大きな成果を上げており、引き続きその活動を支援していきます。また、サロンをサポートするボランティアの育成を行い、サロン実施地区への協力体制の強化を行います。

### ● 東彼3町ケアセミナー

ケア担当者の資質の向上を図るため組織された東彼3町ケアセミナーにおいて、ケアを必要とする人が、いつでも良質のサービスが受けられるように、保健・福祉・医療・行政の連携の強化を図ります。

## (2) 高齢者の住みやすい地域づくり

### ①道路・施設等の整備

公共施設のバリアフリー化を進めます。また、道路事業においては、高齢者・幼児・身体障害者等、すべての人にやさしく安全・快適に歩行できる道路環境の整備に努めます。

### ②公園・広場の整備

公園・広場の有効活用と維持管理の充実を図っていきます。また、高齢者や障害者が屋外に気軽に集まって話し合ったり、レクリエーションや運動をしたりすることができるよう、バリアフリースイレの整備やスロープの設置を計画的に進めます。

### (3) 暮らしの安全確保

#### ①緊急通報システム貸与事業

緊急時に対応すると同時に、ひとり暮らし高齢者の孤独感を和らげ、安否を確認するための緊急通報システム電話機の貸与を行います。

#### ②安全な地域づくりの推進

消防団・婦人防火クラブ等の地区自主防災組織の活性化を図るとともに、災害時におけるボランティア活動の体制づくりを進めます。さらに、防災情報の通信手段の整備を検討します。また、消防団や地域住民が相互に連携し、高齢者、障害のある人、乳幼児などの災害時要援護者を支援する体制づくりを進めます。

#### ③災害時の避難支援体制の整備

「災害時要援護者避難支援計画」に基づき、日頃から高齢者の把握を進め、災害時に迅速な避難支援ができる体制の整備に努めます。

#### ④見守りネットワークの整備

関係機関等の協力を得ながら、地域での見守り体制の整備を図り、それぞれの役割と相互の連携体制を確保することにより、日常の地域生活や災害への備えにおける安心・安全な体制づくりを推進します。

## 4 社会参加・生きがいづくり

#### ①老人クラブ社会参加活動事業

老人クラブでは、高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われています。今後さらに増加していく高齢者が健康で生きがいを持って生活していくためにも、仲間づくり・スポーツ・趣味活動等を老人クラブに加入することにより行えるように支援していきます。また、会員相互の親睦を図るためにも、会員の加入促進を進め、地域において楽しく健康に生活できるよう支援します。また、若年層の高齢者が魅力を感じ老人クラブに加入するように新規事業の立ち上げ会の活性化を行います。

各地区老人クラブ、川棚町老人クラブ連合会及び東彼杵郡老人クラブ連合会の活動に対し助成を行います。

### ②シルバーボランティア事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等への訪問を継続し、日常生活での援助、安否確認、相談助言等を行います。また、ボランティアを通じた交流を推進し、高齢者同士の生きがいを進めます。今後は、川棚町老人クラブ連合会会員がひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等への訪問を継続し、日常での軽易な介護やお世話をすることにより、社会参加活動の促進と生きがいを促進していきます。団塊世代が高齢者となる2015年に向けて、会員の加入促進と事業の推進を行っていきます。

### ③ふれあいいきいきサロン事業

「ふれあいいきいきサロン」は、各地区の自治会長が中心となり、地域住民やボランティアの協力を得ながら実施している事業で、外出機会の創出や世代を超えた交流の推進など高齢者の社会参加に大きく寄与しています。また、健康づくりや介護予防の面でも成果がみられており、今後ともその活動を支援します。

### ④敬老祝金

9月1日現在で「米寿」と「白寿」を迎えた高齢者及び100歳を迎える高齢者に敬老祝金を贈り、長寿を祝福します。

### ⑤「敬老の日」の集い

敬老の日に75歳以上の高齢者を招待し、「敬老の日」の集いを催して、長寿のお祝いと交流の場を提供しています。

### ⑥学習活動の促進

現在、「ふれあい教室」を実施しており、参加者にとって学習だけでなく、人とのふれあいの場としても良い機会となっています。

今後も、高齢者が何歳になっても学ぶ楽しさを得られるように、高齢者の学習ニーズを十分に調査し、受講者にとって魅力ある内容、講師陣の充実を図ります。

### ⑦スポーツ活動の促進

老人クラブのゲートボールやグラウンドゴルフ、ローンボウルス及び自主的な健康ウォークが活発に行われています。

今後も、高齢者の増加に伴い、高齢者の生きがい対策事業としてのスポーツ活動の推進と新スポーツ（ターゲットバードゴルフなど）の開拓、会員の増加による高齢者のスポーツ参加により、健康の維持・増進に努めます。今後は、少人数でも可能な軽スポーツなどの普及や、できるだけ多くの会員が参加できる競技の実施を計画し、スポーツ活動の推進に努めます。



### ⑧福祉まつり・福祉大会

高齢者の参加はもとより、住民相互の交流の場ともなるよう、身体障害者や多様な世代が参加できる「福祉まつり」の計画を進めます。福祉まつりは、2年に1回実施しており、今後もボランティア活動、福祉教育、各種団体活動の活性化を図り、多くの方が参加し協働して作り上げ継続・実施していきます。そのために、多くの関係者・関係機関との協力体制をとり地域福祉の推進を行います。福祉大会は、平成24年度に「創立50周年記念」として実施します。

### ⑨世代間交流事業

高齢化・少子化・核家族化が進行する中で、世代間交流や伝承活動等を実施し、子どもたちのやさしい心を育むとともに、高齢者の生きがい対策を推進します。今後、要望や要請も多様化してくると考えられることから、できるだけ多くの方が参加できるように各種団体との調整を行いながら、スポーツ・伝統文化の継承・技術や知識の伝承など、幅広い交流事業を進めます。

## 第5章 地域支援事業

### 1 介護予防事業

#### (1) 二次予防事業

##### ①二次予防事業対象者把握事業

###### 【取り組み内容】

すべての第1号被保険者を対象に、基本チェックリストを配布し、要介護（支援）になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）の把握を行います。また、相談事業を通じ、広く二次予防事業対象者の把握にも努めます。

###### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	中央公民館ほか

###### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

## ②通所型介護予防事業

### ○水中筋力アップ事業

#### 【取り組み内容】

水中運動を取り入れることにより、加齢に伴う運動器の機能低下を予防し、筋力の向上を図ります。また、事業への参加だけではなく、継続して予防に取り組めるよう支援に努めます。リピーター参加者が多くなっているため、参加者のすそ野を広げ、幅広く水中運動を始めるきっかけになることを目的に、介護予防の教室として定着させていきます。そして、介護予防の考えを浸透させ、自立した生活が長期間可能になるように実施していきます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	しおさいの湯

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	11人	16人	20人	22人	24人	26人
回数	36回	24回	20回	20回	20回	20回

### ○介護予防教室

#### 【取り組み内容】

心身の機能が低下している人に対して、心身機能の維持回復に努める機会を提供します。閉じこもり等を防止するとともに仲間づくりを行いながら、「集うこと」を通じて楽しみと生きがいを感じ、日常の生活の自立や社会参加の支援を行います。今後も、専門家の話と実習を通じて、関節や筋肉を日常生活に活用し、自立した生活の体力を維持し元気な生活を行うことができるように実施していきます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	中央公民館

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	4人	6人	10人	12人	14人	16人
回数	24回	24回	30回	30回	30回	30回

○低栄養改善教室

【取り組み内容】

介護予防教室のメニューとして、高齢者に対し、管理栄養士及び歯科衛生士の指導のもと、「食の大事さ・栄養改善」ならびに「口腔ケアの大事さ・えん下機能の低下防止」を伝えることを目的に講習会を開催します。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	中央公民館

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	1人	0人	1人	2人	2人	2人
回数	4回	4回	6回	6回	6回	6回

③訪問型介護予防事業

○食の自立支援事業

【取り組み内容】

要介護（支援）認定を受けていない、65歳以上の人を対象に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、低栄養状態の改善を図るとともに配達時に対象者の心身の状況・置かれている環境等を把握し、必要に応じて相談・指導を行います。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
社会福祉協議会	対象者宅に配達

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	15人	15人	15人	15人	15人	15人

④二次予防事業評価事業

【取り組み内容】

介護予防事業の効果について、要介護（支援）認定者数などの目標値に照らした達成状況の検証を通じ、「二次予防事業」の事業評価を実施し、事業の質の向上につなげます。

介護予防教室などの充実により、今後の二次予防事業施策の効果の検証と内容の充実を図ります。

(2) 一次予防事業

①介護予防普及啓発事業

○介護予防に関する啓発

【取り組み内容】

介護を要する状態にならないよう、自分の健康づくりを考え、介護予防に関する理解を深めるために、パンフレットまたはチラシ配布を行います。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	全世帯配布

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

○水中筋力アップ教室

【取り組み内容】

健康増進のために水中運動を取り入れ、加齢に伴う運動器の機能低下を予防し、筋力向上の大切さの自覚を促します。リピーター参加者が多くなっているため、参加者のすそを広げ、幅広く水中運動を始めるきっかけになることを目的に、介護予防の教室として定着させていきます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	しおさいの湯

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	45人	23人	25人	26人	27人	28人
回数	36回	24回	20回	20回	20回	20回

○元気塾

【取り組み内容】

各地区の公民館において高血圧症、糖尿病等の健康問題や歯科保健等について考える場を提供し、高齢者自身が積極的に健康づくりに取り組めるよう支援し、介護予防の啓発に努めます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	各地区公民館

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	512人	518人	550人	555人	565人	575人
回数	24回	23回	25回	25回	26回	27回

○介護予防教室

【取り組み内容】

加齢に伴う身体活動の減少による運動機能の低下を予防し、個人に応じた運動を習慣化することにより、運動機能の維持・向上の必要性を知らせます。栄養・口腔に関する教育もこの講習で開催し、活気ある教室になるよう、専門家による教室の開催を定着させていきます。

また、人と人との交流を図り、閉じこもりを防止するとともに、日常生活の自立を支援します。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	中央公民館

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
実人数	33人	30人	32人	33人	34人	35人
回数	24回	24回	30回	30回	30回	30回

○健康講演会・介護食教室

【取り組み内容】

各地区でのふれあいいいきサロンや介護教室などのリーダーとなる人材の育成を図るため、専門の講師を招いて健康講演会を実施するとともに、介護食等に関する知識を深め、食の大切さを普及するため、啓発に努めます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	中央公民館

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

## ②地域介護予防活動支援事業

### ○ふれあいサポーター実践講座

#### 【取り組み内容】

「ふれあいサポーター養成講座」を受講したふれあいサポーターを対象に実践講座を開催し、水中運動や介護予防に関する知識や技術等の習得に努め、介護予防事業のサポーターとしてのレベルアップを図ります。

水中筋力アップ教室への協力とともに、介護予防教室への協力も開始し、より安全で活気ある教室になっており、今後も地域のボランティアとして活躍し、介護予防の啓発の担い手となるようボランティアの育成に努めます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	しおさいの湯・中央公民館

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	50人	11人	45人	50人	50人	50人
回数	6回	9回	6回	6回	6回	6回

## ③一次予防事業評価事業

#### 【取り組み内容】

原則として、年度ごとに以下の事業評価項目に沿って、各事業が適切な手順・過程を経て実施できているかの評価を実施していきます。

#### ＜「一次予防事業評価事業」評価項目＞

- 1) 介護予防に関する一般的な知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法に関する情報について積極的に普及啓発をしているか。
- 2) 介護予防に役立つ活動をしているボランティアや地域活動組織を適切に把握しているか。
- 3) 介護予防事業を推進するにあたり、介護予防に寄与する活動をしているボランティアや地域活動組織と密に連携を図っているか。
- 4) ボランティアや地域活動組織のリーダーを育成するための研修会を開催しているか。
- 5) 地域活動組織の求めに応じ、担当職員の派遣、活動の場の提供をしているか。



## 2 包括的支援事業

### (1) 介護予防ケアマネジメント事業

#### 【取り組み内容】

要介護認定において要支援1又は2と判定された方や介護や支援が必要になるおそれのある方（二次予防事業対象者）を対象に、介護予防のためのサービス利用計画（ケアプラン）を作成し、要介護状態にならないように支援します。また、サービス実施後に効果を評価し、必要に応じてメニューの見直しを行います。要支援認定者の重度化防止、状態改善がより一層得られるよう、状態に即した効果的なケアマネジメントの実施に取り組みます。

今後、介護予防事業への参加を促しても利用意向のない方に対しては、継続的なかわりを持ち、悪化防止と早期対応に努めます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	-

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	120人	125人	128人	130人	131人	132人
回数	1440回	1500回	1536回	1560回	1572回	1584回

## (2) 総合相談支援事業・権利擁護事業

### ①総合相談・支援事業

#### 【取り組み内容】

支援を必要とする高齢者の相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

また、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築していきます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	-

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	282人	213人	200人	205人	210人	215人
回数	521回	355回	350回	360回	370回	380回

### ②権利擁護事業

高齢者の財産管理や虐待などの権利擁護に関する相談に対応し、必要に応じて、保健・福祉・医療や司法等の各分野の専門機関と連携して支援を行います。また、虐待や介護放棄などを早期に発見することができるよう、関係機関・団体や地域とのネットワークづくりを行います。

認知症などによって判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭的管理、権利擁護のために関係機関と連携し、日常生活自立支援事業、成年後見制度活用支援を行います。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	-

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	6人	7人	8人	10人	10人	10人
回数	9回	12回	15回	20回	20回	20回

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

#### 【取り組み内容】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況や変化に応じてケアマネジャー（介護支援専門員）、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、多職種で連携・協働できる体制づくりを行います。また、個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	-

## 3 任意事業

### (1) 介護給付等費用適正化事業

#### 【取り組み内容】

介護給付実績を利用者に対して通知し、給付実績への自覚を促し費用に対する意識を喚起することにより、介護給付費の適正化を図ります。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
町・国保連合会	利用者へ郵送

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
実人数	1016人	1068人	1094人	1120人	1150人	1150人
回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

## (2) 家族介護支援事業

### ①家族介護支援事業

#### ○家族介護者教室

##### 【取り組み内容】

要介護高齢者を介護する家族等に対して、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした教室を開催し、介護者を支援します。今後は、介護家族間の交流を通して在宅での介護生活を支援していきます。

##### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	中央公民館

##### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	1回	2回	2回	2回	2回	2回

### ②認知症高齢者見守り事業

#### ○認知症予防講演会

##### 【取り組み内容】

地域の人が認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症高齢者とその家族を地域で支えるための講演会を開催します。

##### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	中央公民館

##### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

③家族介護継続支援事業

○介護用品支給事業

【取り組み内容】

寝たきりや認知症などでおむつを必要とする在宅の高齢者（要介護認定3～5）を介護している家族に対し、おむつ代の一部を助成します。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	-

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実人数	3人	3人	4人	5人	6人	7人

○家族介護者交流事業

【取り組み内容】

要介護高齢者を介護する家族の精神的な負担を軽減しリフレッシュが図れるよう、交流事業を行います。今後も、参加者の増加をめざし開催します。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	-

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

### (3) その他の事業

#### ①地域自立生活支援事業

##### ○低栄養改善・見守り事業

###### 【取り組み内容】

高齢者が地域で自立した生活ができるよう、栄養のバランスのとれた食事を提供し、高齢者の低栄養状態の改善を図るとともに、配達時に安否確認を行うことにより、高齢者の生活の維持及び福祉の増進に努めます。

###### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
社会福祉協議会・健康推進課	対象者宅に配達

###### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
回数	15回	15回	15回	16回	18回	20回

##### ○家族訪問指導

###### 【取り組み内容】

家族の身体的、精神的負担の軽減を目的に家庭訪問を行い、在宅で介護している家族の健康チェックと高齢者の保健・口腔介護指導等により、在宅介護を継続できるよう支援します。

###### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	対象者自宅

○健康相談事業

**【取り組み内容】**

おにゆりクラブやふれあい教室などの高齢者が集まる場へ保健師と歯科衛生士が出向き、健康管理や歯科保健指導等について個別相談に対応し、在宅生活を継続できるよう努めます。

**【実施方法】**

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	いきがいセンター・公会堂・地区公民館

**【実績と数値目標】**

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延人数	489人	482人	500人	520人	535人	550人
回数	35回	33回	35回	37回	38回	40回

○心配ごと相談事業

**【取り組み内容】**

高齢者等の生活上の様々な相談に応じ、安心した生活を送ることができるよう、精神的安定を図り、生きがいをづくりにつなげます。

**【実施方法】**

サービス提供主体	実施場所
社会福祉協議会	社会福祉協議会

②保健・福祉事業

○配食サービス事業

【取り組み内容】

高齢者が地域で自立した生活ができるよう、栄養のバランスのとれた食事を提供し、高齢者の体調維持を図るとともに、配達時に安否確認を行うことにより、高齢者の生活の維持及び福祉の増進に努めます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・社会福祉協議会	対象者宅に配達

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延人数	980人	920人	950人	950人	950人	950人

○生活管理指導短期宿泊事業

【取り組み内容】

一時的な体力低下などにより在宅で生活できない高齢者を、養護老人ホームの専用室（6床）を利用して短期間入所させ、生活指導や栄養改善を行い在宅生活の継続に結び付けます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・住民福祉課	養護老人ホームひさご荘

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延人数	4人	3人	4人	4人	5人	5人



○家族介護慰労見舞金

**【取り組み内容】**

過去1年間に介護保険給付の実績がない、寝たきり高齢者を介護する家族等に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的に見舞金を交付します。

**【実施方法】**

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・住民福祉課	-

## 第6章 介護保険サービス

介護保険事業は、被保険者の保険料負担の上に成立している制度です。川棚町は保険者として持続的な事業運営を図るとともに、公平で質の高いサービスを提供するための取り組みが求められます。

適切な保険料設定のもと、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供される体制を確保します。

### <介護保険サービスの給付の種類について>

介護保険サービスの給付は、利用者の要介護度に応じて、「①予防給付」と「②介護給付」の2種類に分けられます。特に前者については、要介護状態の軽減・悪化防止のために、介護予防の観点を含め、これまで以上に重視し、軽度認定者を対象として平成18年度（第3期）から新たに創設されたものとなります。

なお、要介護（支援）認定を受けていないものの、要介護状態となるおそれの高い高齢者（二次予防対象者）については、「地域支援事業」の対象者となります。

#### ①予防給付とは

対象者：要支援1・2認定者（状態が比較的軽く、生活機能を維持・改善できる可能性が高い人）

「明るく活力ある超高齢社会」をめざし、一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムを確立するために、第3期計画から創設されました。既存の介護サービス内容を評価・検証し、有効になり得るものを再編したサービスと、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上など、介護予防効果が見込まれ新たに開始されるサービスにより構成されています。特に通所系サービスについては、介護予防のための新しいメニューが取り入れられ、内容が大きく変更されました。

通所系サービスを中心に提供し、在宅生活の支援を図る形となっています。

#### ②介護給付とは

対象者：要介護1～5認定者（日常生活で介助を必要とする度合いの高い人）

基本的には通所・訪問系サービスを中心とした在宅生活を支援しつつ、利用者の心身の状態や生活環境の問題等に応じ、施設・居住系サービス等を提供する形となっています。

## 1 居宅介護（介護予防）サービス等

<居宅介護（介護予防）サービス等>

介護給付	予防給付
①訪問介護	①介護予防訪問介護
②訪問入浴介護	②介護予防訪問入浴介護
③訪問看護	③介護予防訪問看護
④訪問リハビリテーション	④介護予防訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導	⑤介護予防居宅療養管理指導
⑥通所介護	⑥介護予防通所介護
⑦通所リハビリテーション	⑦介護予防通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護	⑧介護予防短期入所生活介護
⑨短期入所療養介護	⑨介護予防短期入所療養介護
⑩特定施設入居者生活介護	⑩介護予防特定施設入居者生活介護
⑪福祉用具貸与	⑪介護予防福祉用具貸与
⑫特定福祉用具購入	⑫特定介護予防福祉用具購入
⑬住宅改修	⑬住宅改修
⑭居宅介護支援	⑭介護予防支援

### ■ 見込み量算出の考え方 ■

- 国が作成した「第5期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート」を用いて算出しています。
- 要介護（支援）認定者数の推計値をベースとして、平成22年度・23年度の実績から算出した、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービス受給者数</li> <li>②利用者1人1月あたり利用日数（回数）</li> <li>③1回（1日）あたり利用単位数</li> </ul> |
|---|

の推計値等を使用して、平成24～26年度のサービス利用者数及び供給量を推計しています。

① 介護予防訪問介護・訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。アンケート調査でも、高い利用要望があるため、サービス必要量に対する供給体制の確保に努めます。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	377 人	382 人	415 人
	回数／年	11,746 回	12,848 回	13,950 回
介護給付	回数／年	664 人	716 人	768 人
	人数／年			

② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	回数／年	0 回	0 回	0 回
	人数／年	0 人	0 人	0 人
介護給付	回数／年	256 回	311 回	370 回
	人数／年	82 人	99 人	118 人

③ 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	回数／年	274 回	312 回	360 回
	人数／年	41 人	48 人	54 人
介護給付	回数／年	1,059 回	1,158 回	1,257 回
	人数／年	197 人	214 人	231 人

④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	日数／年	0 回	0 回	0 回
	人数／年	0 人	0 人	0 人
介護給付	日数／年	329 回	381 回	434 回
	人数／年	42 人	48 人	53 人

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	76 人	81 人	85 人
介護給付	人数／年	372 人	384 人	396 人

⑥ 介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。アンケート調査において利用意向が高かったため、サービス供給量の確保や充実を図ります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	1,200 人	1,284 人	1,356 人
介護給付	回数／年	30,768 回	31,527 回	32,815 回
	人数／年	2,808 人	2,880 人	3,000 人

⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。アンケート調査において利用意向が高かったため、サービス供給量の確保や充実を図ります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	207 人	223 人	227 人
介護給付	回数／年	5,039 回	5,541 回	6,044 回
	人数／年	526 人	584 人	642 人

⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。アンケート調査において利用意向が高かったため、サービス供給体制の確保や充実を図ります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	日数／年	96 日	96 日	96 日
	人数／年	24 人	24 人	24 人
介護給付	日数／年	3,087 日	3,473 日	3,860 日
	人数／年	398 人	448 人	498 人

⑨ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。アンケート調査において利用意向が高かったため、サービス供給体制の確保や充実を図ります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	日数／年	27 日	27 日	28 日
	人数／年	3 人	3 人	3 人
介護給付	日数／年	314 日	363 日	413 日
	人数／年	27 人	30 人	32 人

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	37 人	38 人	40 人
介護給付	人数／年	176 人	178 人	181 人

⑪ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活の便宜を図るための用具を貸与します。アンケート調査において利用意向が高かったため、サービスの充実を図ります。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	270 人	276 人	282 人
介護給付	人数／年	1,289 人	1,474 人	1,659 人

⑫ 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

心身の機能が低下した人に、入浴や排せつに用いる用具の購入費（限度額 10 万円）の 9 割分を支給します。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	24 人	24 人	24 人
介護給付	人数／年	48 人	48 人	48 人

⑬ 住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費（限度額 20 万円）の 9 割分を支給します。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	24 人	24 人	24 人
介護給付	人数／年	48 人	48 人	48 人

⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

「介護予防支援」は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います（地域包括支援センターで実施）。

「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	1,572 人	1,584 人	1,596 人
介護給付	人数／年	3,196 人	3,488 人	3,780 人

## 2 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、高齢者が要介護（支援）状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため、日常生活圏域を基本的な枠組みとして、実施サービスを指定することになります。

今後の要介護（支援）認定者数やサービス利用者数の見込みを踏まえながら、介護保険事業計画に沿った基盤整備を行い、適切なサービス供給に努めます。

### <地域密着型サービス>

サービス名	実施予定
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし
夜間対応型訪問介護	なし
介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護	○
介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護	なし
介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし
複合型サービス	なし

### ■ 見込み量算出の考え方 ■

- 国が作成した「第5期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート」を用いて算出しています。
- 要介護（支援）認定者数の推計値をベースとして、サービス実施（基盤整備）の予定を踏まえ、平成22年度・23年度の実績から算出した、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービス受給者数</li> <li>②利用者1人1月あたり利用日数（回数）</li> <li>③1回（1日）あたり利用単位数</li> </ul> |
|---|

の推計値等を使用して、平成24～26年度のサービス利用者数及び供給量を推計しています。



① 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	回数／年	0 回	108 回	108 回
	人数／年	0 人	12 人	12 人
介護給付	回数／年	0 回	1,584 回	1,584 回
	人数／年	0 人	132 人	132 人

② 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予防給付	人数／年	0 人	0 人	0 人
介護給付	人数／年	641 人	768 人	768 人

<圏域整備の見込み>

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
圏域（川棚町）	ユニット数	6 ユニット	6 ユニット	7 ユニット
	必要利用定員総数	54 人	54 人	63 人

### 3 施設介護サービス

施設介護サービスについては、県と連携して、介護保険事業（支援）計画に沿った適切な基盤整備に努めるとともに、個室・ユニットケアを進めるなど、多様な住まいの普及に引き続き取り組みます。

#### <施設介護サービス>

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設

#### ■ 見込み量算出の考え方 ■

- 国が作成した「第5期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート」を用いて算出しています。
- 平成22年度・23年度の実績等に基づき、平成24～26年度の利用者数を推計しています。
- 23年度の実績から算出した、サービス利用率、1人1月あたり利用単位数を使用して、給付額を推計しています。

#### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	780人	780人	780人

#### ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	480人	480人	480人

③ 介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。平成23年度末に廃止が予定されていましたが、廃止猶予の期間が平成29年度末に延長されたため、再度見込みを計上しています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	人数/年	36人	36人	36人

## 第7章 介護保険事業にかかる費用と保険料

### 1 事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者保険料は、計画期間（平成24～26年度）における第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数の見込み、さらに、介護保険サービス及び地域支援事業にかかる費用見込み等をもとに算定します。

#### （1）財源

介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は21%と定められており、介護保険料は所得などに応じて決めることとなります。

#### （2）算出の方法

##### 【事業費の見込み】

- ① 介護保険給付費
- + ② 特定入所者介護サービス費
- + ③ 地域支援事業費
- + ④ 高額介護サービス費等、その他

---

以上合計の21% = ⑤ 第1号被保険者負担相当額

##### 【市町村ごとに異なる係数】

- ⑤ 第1号被保険者負担相当額
- + ⑥ 調整交付金相当額
- ⑦ 調整交付金見込額
- + ⑧ 財政安定化基金償還金
- ⑨ 準備基金取崩額
- ⑩ 財政安定化基金取崩による交付額

---

⑪ 保険料収納必要額

##### 【第1号被保険者の保険料額の計算】

- ⑪ 保険料収納必要額
- ÷ ⑫ 予定保険料収納率
- ÷ ⑬ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

---

⑭ 「保険料の基準額」（年額）

## 2 事業費の見込み

### (1) 介護給付費

介護給付	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	52,083 千円	57,500 千円	62,916 千円
訪問入浴介護	2,798 千円	3,403 千円	4,047 千円
訪問看護	6,064 千円	6,600 千円	7,135 千円
訪問リハビリテーション	1,647 千円	1,910 千円	2,174 千円
居宅療養管理指導	2,512 千円	2,585 千円	2,666 千円
通所介護	249,227 千円	255,850 千円	266,266 千円
通所リハビリテーション	45,368 千円	50,765 千円	56,163 千円
短期入所生活介護	35,131 千円	39,742 千円	44,352 千円
短期入所療養介護	3,099 千円	3,602 千円	4,104 千円
特定施設入居者生活介護	28,099 千円	28,539 千円	29,021 千円
福祉用具貸与	18,251 千円	21,551 千円	24,852 千円
特定福祉用具購入	971 千円	971 千円	971 千円
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 千円	0 千円	0 千円
夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	0 千円
認知症対応型通所介護	0 千円	12,960 千円	12,960 千円
小規模多機能型居宅介護	0 千円	0 千円	0 千円
認知症対応型共同生活介護	148,411 千円	178,053 千円	178,053 千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
複合型サービス	0 千円	0 千円	0 千円
住宅改修	3,937 千円	3,937 千円	3,937 千円
居宅介護支援	42,939 千円	47,351 千円	51,762 千円
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	182,084 千円	182,084 千円	182,084 千円
介護老人保健施設	124,325 千円	124,325 千円	124,325 千円
介護療養型医療施設	12,792 千円	12,792 千円	12,792 千円
療養病床（医療保険適用）からの転換分	0 千円	0 千円	0 千円
<b>介護給付費計（A）</b>	<b>959,738 千円</b>	<b>1,034,521 千円</b>	<b>1,070,580 千円</b>

## (2) 予防給付費

予防給付	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
<b>居宅サービス</b>			
介護予防訪問介護	7,403 千円	7,511 千円	8,080 千円
介護予防訪問入浴介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防訪問看護	1,477 千円	1,756 千円	1,958 千円
介護予防訪問リハビリテーション	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防居宅療養管理指導	571 千円	597 千円	623 千円
介護予防通所介護	33,411 千円	35,718 千円	37,155 千円
介護予防通所リハビリテーション	8,098 千円	8,584 千円	8,739 千円
介護予防短期入所生活介護	491 千円	491 千円	491 千円
介護予防短期入所療養介護	244 千円	246 千円	248 千円
介護予防特定施設入居者生活介護	3,004 千円	3,047 千円	3,221 千円
介護予防福祉用具貸与	1,553 千円	1,587 千円	1,622 千円
特定介護予防福祉用具購入	553 千円	553 千円	553 千円
<b>地域密着型サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	0 千円	735 千円	735 千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	0 千円	0 千円	0 千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
住宅改修	2,226 千円	2,226 千円	2,226 千円
介護予防支援	6,735 千円	6,786 千円	6,837 千円
<b>予防給付費計 (B)</b>	<b>65,767 千円</b>	<b>69,838 千円</b>	<b>72,490 千円</b>

### (3) 標準給付費

単位：円

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護給付費 (A)	959,737,843	1,034,520,902	1,070,579,834
予防給付費 (B)	65,766,790	69,837,623	72,489,796
総給付費 (C) = (A) + (B)	1,025,504,632	1,104,358,525	1,143,069,629
特定入所者介護サービス費等給付額 (D)	31,920,177	31,920,177	31,920,177
高額介護サービス費等給付額 (E)	13,105,949	14,533,358	15,660,054
高額医療合算介護サービス費等給付額 (F)	2,700,000	2,750,000	2,800,000
保険給付費 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	1,073,230,758	1,153,562,060	1,193,449,860
算定対象審査支払手数料 (H)	1,165,500	1,204,875	1,244,250
標準給付費 = (G) + (H)	<b>1,074,396,259</b>	<b>1,154,766,936</b>	<b>1,194,694,110</b>

※端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

### (4) 地域支援事業費

単位：円

	保険給付費見込額 (G) に対する割合	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業費	<b>3.0%</b>	<b>32,196,922</b>	<b>34,606,861</b>	<b>35,803,495</b>

### 3 所得段階別加入者数

介護保険料の所得段階については、被保険者の負担能力に応じた、より細かい段階の設定が可能となりました。

このため、第5期の保険料段階設定においては、第4段階（基準段階）の対象者について、「公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下」とそれ以外に分割するとともに、現行の第5段階について、合計所得金額が125万円（旧税制の高齢者非課税限度額）以下の人とそれ以外に分割して7段階制（8区分）とし、負担軽減を図ります。

所得段階	基準所得金額	平成24年度		平成25年度		平成26年度		基準額に対する割合
第1段階		49人	1.2%	50人	1.2%	51人	1.2%	0.50
第2段階		549人	14.0%	561人	14.0%	573人	14.0%	0.50
第3段階		643人	16.4%	657人	16.3%	671人	16.3%	0.75
第4段階		1,475人	37.5%	1,509人	37.5%	1,542人	37.6%	
	公的年金等収入+合計所得金額≤80万円	775人	19.7%	793人	19.7%	811人	19.8%	0.90
	上記以外	700人	17.8%	716人	17.8%	731人	17.8%	1.00
第5段階		552人	14.0%	564人	14.0%	576人	14.0%	1.10
第6段階	1,250千円	362人	9.2%	371人	9.2%	378人	9.2%	1.25
第7段階	2,000千円	302人	7.7%	309人	7.7%	315人	7.7%	1.50
計		3,932人	100.0%	4,021人	100.0%	4,106人	100.0%	

#### <所得段階の設定条件>

所得段階	対象者
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、かつ被保険者本人が老齢福祉年金受給者
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、かつ被保険者本人が前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、かつ被保険者本人が前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人
第4段階	・被保険者本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
	・被保険者本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、上記以外の人
第5段階	・被保険者本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以下の人
第6段階	・被保険者本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人
第7段階	・被保険者本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人



## 4 介護保険料基準額の算出

### (1) 第1号被保険者介護保険料基準額

標準給付費見込額	3,423,857,305 円
	+
地域支援事業費	102,607,278 円
	=
介護保険事業費見込額	3,526,464,583 円
	×
第1号被保険者負担割合	21%
	=
第1号被保険者負担分相当額	740,557,562 円
	+
調整交付金相当額	171,192,865 円
	-
調整交付金見込額	218,100,000 円
	+
財政安定化基金拠出金見込額	
	-
財政安定化基金取崩による交付額	6,353,087 円
	-
準備基金取崩額	10,000,000 円
	+
市町村特別給付費等	
	=
保険料収納必要額	677,297,341 円
	÷
予定保険料収納率	98.0%
	÷
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数(3年間)	11,295 人
	=
年額保険料	61,189 円
	÷
12 か月	
	=
<b>月額保険料(基準額)</b>	<b>5,099 円</b>
<b>【参考】準備基金取崩額の影響額</b>	<b>75 円</b>

## 5 所得段階別の第5期保険料額（月額・年額）

本町の第5期（平成24～26年度）における所得段階別の第1号保険料額は、以下のようになります。

### <所得段階別保険料>

単位：円

	平成24年度～平成26年度	
	月額	年額
基準額	5,099	61,188

## 第8章 計画の推進体制

### 1 関係機関との連携

#### (1) 庁内関係部署の連携

川棚町が取り組む様々な事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。

このため、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

#### (2) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域の福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築する機関としての地域包括支援センターの持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターの運営を担う人材の育成と確保に努め、機能充実を図っていきます。

#### (3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、福祉の担い手としての地域住民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、各種相談業務、福祉サービスの提供を行っています。

今後は、さらに地域に根ざした組織としての確立を支援していきます。また、行政とのつながりも深く、地域と行政のパイプ役としての役割もさらに強化できるよう、さらなる連携を図ります。

#### (4) 医療機関等との連携

病院・診療所・歯科診療所の調整機関である医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携は、高齢者の介護・医療サービス体制を強化する上で重要になります。

このため、東彼3町ケアセミナー・医療関連イベント等の開催に積極的に参加することにより、問題を共有するとともに情報交換を行い、各機関との連携を強化していきます。

個別の高齢者の支援困難事例については、主治医等の所見を仰ぎ、適切に対応できるよう連携を密にしていきます。

### **(5) 保健所・福祉事務所との連携**

保健・福祉の専門機関として町を管轄する保健所・福祉事務所との相互連携は、本計画を進めていく上で重要です。

このため、本計画の推進にあたって、総合的な指導を求めていくものとします。

## 2 サービスの質の向上と適正化

### (1) 適切なサービス提供体制の確保

介護保険事業を円滑に実施していくためには、介護保険サービスの提供体制を充実させるとともに、利用者とサービス提供事業者を結ぶ役割を持つ居宅介護支援事業者の質の向上を図ることが必要です。

このため、事業者への情報提供を行うとともに、不必要な給付の防止、良質かつ効率的なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターを中心として指導・助言体制の強化を図ります。

### (2) 介護（予防）給付の適正化の推進

介護サービス事業者の質の向上を図るとともに、保険給付の無駄を削減し、介護サービス利用者にとって真に必要なサービスが適切に提供されるように、介護給付適正化事業（①要介護認定の適正化、②ケアマネジメント等の適正化、③介護報酬請求の適正化）の実施・充実に取り組みます。

また、利用者からの苦情への対応や適切な契約締結の推進などに積極的に取り組みます。事業者に対しては、介護サービスは公的サービスであるとの認識を深め、契約締結の際に必要な内容の記載を指導するなど、トラブルの防止に努めます。

### (3) 要介護認定の適正化

要介護認定については、保健・医療・福祉関係者から構成する介護認定審査会を東彼杵郡3町で共同運営しています。

今後も引き続き、審査会の円滑な運営に努めます。また、調査従事者の人材確保に努めるとともに、調査員一人ひとりが偏りのない判断が行えるよう研修・指導を実施するなど、要介護認定の適正化を図るための体制整備を図ります。

### (4) 介護支援専門員の資質向上

ケアマネジャー（介護支援専門員）の資質向上により、居宅サービス等の質の向上を図るために、町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員が業務を行う上で必要な情報の伝達や共有、研修等の機会を充実し、専門性を深めます。また、県の養成講座等への参加の呼びかけを行うとともに、養成課程を利用した研修などを実施し、資質の向上を図ります。

### **(5) 相談・苦情処理の体制づくり**

利用者がより円滑に、充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、様々な相談に対応できる体制が必要となります。このため、住民が気軽に相談できる身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険相談窓口だけでなく、町内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生委員などからの意見収集に努め、「苦情がサービスの質を向上させる」との認識に立って取り組みます。

## **3 計画の進行管理**

本計画の進行状況を管理するために、介護保険事業ならびに高齢者福祉施策の各事業について、毎年の実行状況を把握・整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

## 資料編

## 介護保険運営協議会 委員名簿

区 分	団 体 等	氏 名	備 考
医師代表	郡医師会川棚地区	本 川 正 和	
	大村東彼地区歯科医師 会川棚地区	中 尾 謙二郎	
介護保険施設の代表	特別養護老人ホーム くじゃくの家	浦 喜 雄	
関係団体の代表	町社会福祉協議会	俵 谷 勝 衛	
	町民生児童委員協議会	中 島 正 人	
保険者代表	副町長	琴 尾 繁	
被保険者代表	町総代会	川 崎 邦 夫	
	町老人クラブ連合会	荻 野 行 宣	
	町婦人会	北 村 智 子	
	町母子愛育班連合会	中 原 サダ子	
	町食生活改善推進 協議会	永 谷 良 子	

## 用語解説

か 行	介護報酬	介護保険サービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地域区分が設けられている。
	介護予防	元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことをさす。
	介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度で、今回の介護保険制度の改正で導入が予定されている。地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断し、利用者の状態像にあわせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供することが可能になるとされている。
	ケアプラン	ケアマネジメントの過程において、アセスメント（課題分析）により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画。
	ケアマネジャー（介護支援専門員）	要介護者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成する専門的な知識・技術を有する専門職。
	高額介護サービス費	所得が一定以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。
さ 行	作業療法士（OT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神に障害のある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う専門技術者。
	成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護・支援する制度。選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。
た 行	地域ケア	高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく体制。
	地域密着型サービス	認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様な柔軟な介護サービス。市町村が事業者指定の権限をもち、原則としてその市町村の住民のみが利用できる。



た 行	超高齢社会	全人口に占める65歳以上人口の割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と言われている。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第5期介護計画で新設された地域密着型サービスで、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
	特定入所者介護サービス費	所得が一定以下の要介護（支援）認定者が施設サービスなどを利用した場合、食費・居住費等の負担を軽減するために支給される給付。
な 行	二次予防事業対象者	要介護認定は受けていないものの、心身の機能が低下しており、生活上の介助や生活指導など介護予防上の支援が必要だと認められる虚弱高齢者のこと。平成22年の制度改正により、特定高齢者から名称が変更された。
	認知症	脳の障害によって起こる症状で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。
は 行	複合型サービス	第5期介護計画で新設された地域密着型サービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型のサービス。これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになる。
	バリアフリー	「障壁がないこと」を指す。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方。
や 行	要介護者	①要介護状態にある65歳以上の人。 ②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。
	要支援者	①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の人。 ②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。
ら 行	理学療法士（PT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。

2012 川棚町高齢者対策基本計画

---

発行年月 平成24年3月

発行 長崎県 川棚町

編集 川棚町 健康推進課

〒859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1

TEL 0956-82-3131

FAX 0956-82-3134